
第3次 豊田市住宅マスタープラン (概要版)

2018年3月

豊 田 市

1 豊田市住宅マスタープランの策定に当たって

(1) 計画策定の目的

豊田市住宅マスタープラン（以下、「本計画」といいます。）は国・県などの住宅政策の動向に対応し、かつ第8次豊田市総合計画に示された将来都市像を実現していくため、本市における住まい・まちづくりの将来像や基本目標を明らかにするとともに、市民や民間事業者等との共働により、住宅政策を総合的かつ計画的に推進していくために策定するものです。

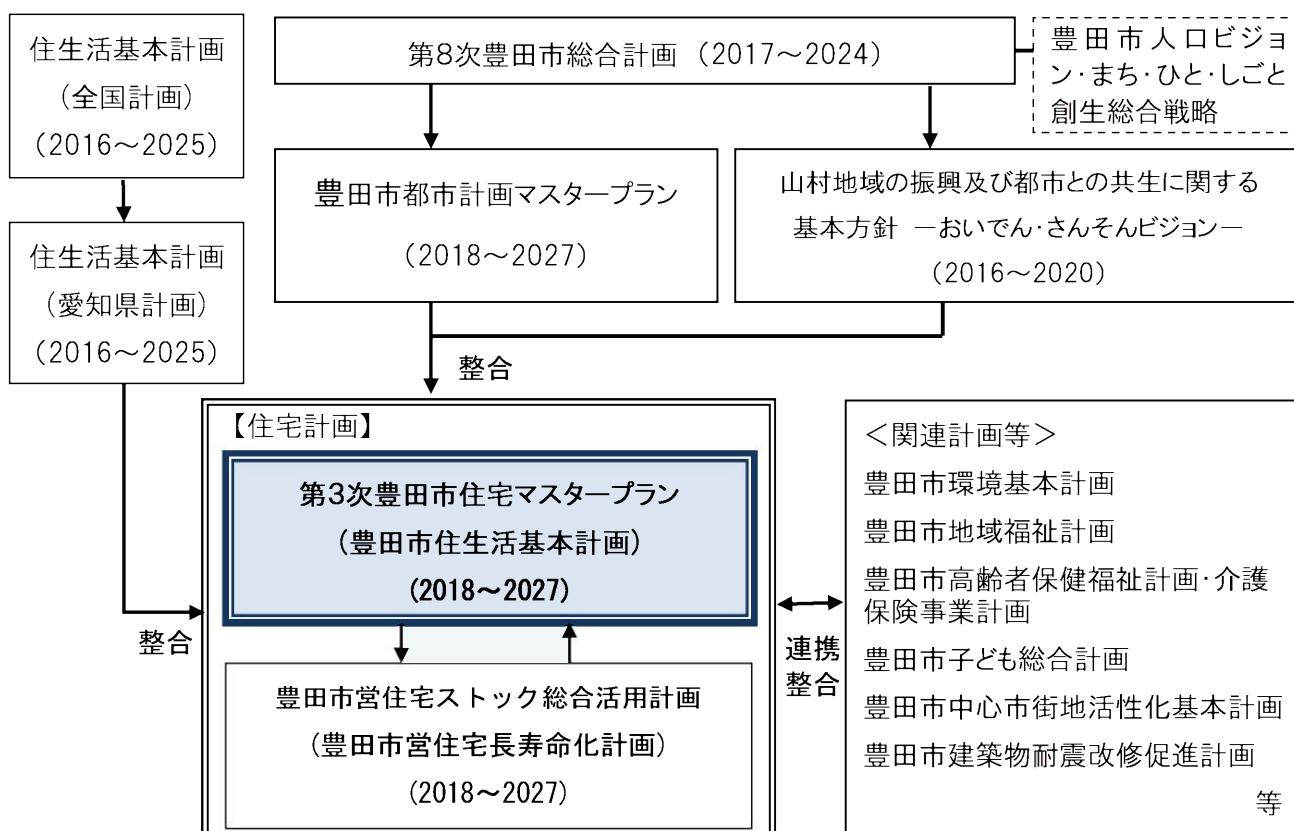
(2) 計画期間

本計画の計画期間は、本市における中・長期的な住まい・まちづくりの将来像・基本目標を提示する視点から、2018年度（平成30年度）から2027年度（平成39年度）までの10年間とします。

なお、計画期間中においても、社会情勢の変化や上位関連計画との整合を図り、適切かつ効果的、計画的に住宅施策を推進するため、適宜見直しを行っていきます。

計画期間：2018年度～2027年度の10年間
（平成30年度～39年度）

(3) 計画の位置付け



2 住まい・まちづくりの課題整理

まちの視点	上位・関連計画での位置付け	意識調査	前計画の評価
	暮らしの視点		
	住まいの視点		
1) 多核ネットワーク型都市構造の形成 2) 多様な地域特性を生かしたまちづくり	ア) より一層の住宅供給の促進 イ) 駅周辺における定住促進 ウ) 共同住宅の供給促進	a) 宅地の高度利用の促進 b) 中心市街地における更なる人口集積 c) 山村地域における移住・定住促進 d) 駅周辺における民間開発の促進	
3) 子育てしやすい住環境の確保 4) 高齢者の暮らしやすい住まいの確保 5) 住宅セーフティネットの再構築 6) 地域のつながりや支え合いによる安全・安心な暮らしの確保	エ) 利便性の高い高齢者用住宅の確保促進 オ) 高齢者の住み慣れた地域での居住支援の推進 カ) 三世代居住希望実現の促進	e) 家族形成期世代の定住促進 f) 高齢者のみ世帯の居住確保 g) 適正な居住水準の確保	
7) 良質な住宅ストックの確保 8) 地域のつながりや支え合いによる安全・安心な暮らしの確保(再掲)	キ) 空き家の流通促進と適正管理の推進	h) 住宅の耐震化の促進 i) 住宅の安全性確保の促進 j) 中古住宅のリノーヴ等の推進	

3 住まい・まちづくりの将来像・基本目標

住まい・まちづくりの将来像

「将来に向かって伸びゆく、安心で豊かに暮らせるまち とよた」

目指す姿のイメージ

(目指す「まち」の姿)

- 鉄道を始めとした交通を生かして、便利に移動でき、暮らしやすいまち
- 日常生活に必要なサービスが身近に確保されたまち
- まちなか居住から田舎暮らしまで、幅広い暮らしのニーズが叶えられるまち
- 地域に対する誇りや愛着を育む魅力的なまち

住まい・まちづくりの基本目標と基本方針

基本目標1：都市と山村が共生するまち

- 地域資源と公共交通網を生かし、多様なライフスタイルに対応でき、快適な暮らしができる住まい・まちづくりを目指します。
- 次世代を担う子どもたちを始め、今後本市に住む全ての市民が、愛着と誇りを持てる魅力的なまちの創造を目指します。

基本方針1 便利に暮らせる駅周辺居住の推進

基本方針2 住み・育まれる既存住宅地の住環境の保全・再生

基本方針3 山村部のゆとりある住環境の維持・創造

基本方針4 住環境の魅力向上・創出

(目指す「暮らし」の姿)

- 世代を超えて、幅広い層が認め合う社会の中で支え合える暮らし
- ライフステージやライフスタイルに応じて住まいを選択できる豊かな暮らし
- だれもが、住まいを取得しやすく、安心して子どもを育てられる暮らし
- 住み慣れた地域で、充実した生涯を送ることができる暮らし

基本目標2：社会の中でつながる豊かな暮らし

- ライフステージに応じて各々が理想にあった住まいを選択でき、子育て世代から高齢者まで全ての世代が助け合いながら、安心・自立して暮らすことができる多世代共生型の住環境の形成を目指します。

基本方針1 子育てしやすい住環境の形成

基本方針2 高齢者や障がい者が安心できる住環境の確保

基本方針3 持続可能な住宅セーフティネットの再構築

基本方針4 むらしに寄り添う相談・支援の充実

(目指す「住まい」の姿)

- 未来にわたって、大切に受け継がれる質の高い住まい
- 快適さと省エネを両立する人にも地球にもやさしい住まい
- 安全で安心でき、永く暮らし続けることができる住まい

基本目標3：安全で人と環境にやさしい住まい

- 自然災害に強く、既存の住宅ストックを大切にしながら快適に暮らせる住まい・まちづくりを目指します。

基本方針1 環境にやさしい良質な住宅の供給

基本方針2 災害に強い住環境の形成

基本方針3 住宅ストック流通促進による住環境の保全

計画の実現方針
民・産・学・官の共働による住まい・まちづくりの推進

4 計画の実現方針（計画推進のあり方）

市民の役割

市民は、住まい・まちづくりの主役であることから、自らの住まいを継続的に活用・維持管理していくとともに積極的な住まい・まちづくりへの参画を通じ、良好な住環境の形成主体としての役割があります。

特に、市民は、住まいがまちを構成する要素の一つであることを認識し、リフォームや建替えなどを適切に行い、将来にわたって良質な住宅を継承していくことが重要です。

事業者 (住宅・福祉関連事業者等) の役割

事業者は、住まいづくりや市民の暮らしを支援する直接の担い手であることから、行政等との連携による多面的な支援・情報提供を通じ、良好な地域づくりの整備主体としての役割があります。市民の多様なニーズと豊田市の地域特性、社会的要請を踏まえ、安全・快適で地域と調和した住宅・住宅地の供給・流通を進めていくことが重要です。

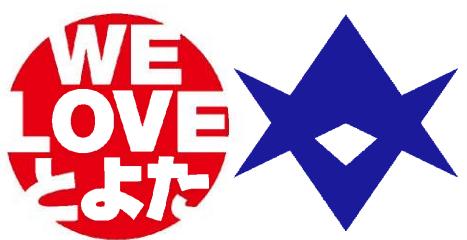
有識者の役割

有識者は、良質な住まいづくりや良好な住環境の形成に向けて、自らが有する専門的かつ先見性ある知見を広く社会に発信し、持続可能で魅力的な住まい・まちづくりの先導的役割があります。

行政(豊田市) の役割

行政は、市民や事業者の活発かつ主体的な住まい・まちづくりに必要な活動基盤や横断的な支援、仕組みづくりを通じ、市民ニーズに対応し、誰もが安心して暮らし続けることができる住環境の形成を支援し、住宅施策を計画的・総合的に推進する役割を担います。





SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

発行 2018年3月
豊田市都市整備部定住促進課

豊田市は、持続可能な開発目標を
支援しています。